

茲に注意すべきは「一時ノ娛樂」の爲めに賭博を爲すも處罰せられざることは是なり、「一時ノ娛樂」とは例へば彼の正月の遊びに於て戯れに賭するが如きを云ひ、其果して娛樂の爲めに爲したるや否やは裁判官の認定に一任せり、

第百八十六條 常習トシテ博戯又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
賭博物ヲ開張シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ圖リタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

本條第一項は常習者の賭博を罰するものにして、「常習」とは恰も賭博を職業の如く爲すものは勿論、一定の職業を有する者が多少繼續して之を爲す場合をも此内に包含す、第二項は利慾の爲めに賭博場を開設し、又は博徒を結合したる者を處罰する規定にして、俗に寺錢と稱して財物を徵收せんが爲め賭博場を開き、又は親方と崇められて他の博徒兒分を集合する者の如きは本項の適例を受く、

第百八十七條 富籤ヲ發賣シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
富籤發賣ノ取次ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
前二項ノ外富籤ヲ授受シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

本條は富籤に關する規定にして其發賣、發賣の取次、又は授受を爲したる者を處罰するものとす、富籤とは二人以上の者が財物を集合して財團を作り、其分配に付きては抽籤の方法に依り、或者が利益を僥倖すると同時に或者が損害を受くることを言ふ、例へば多數の者が、各々金五拾錢を出したるに對して籤壹本づゝを與へ籤開きの結果、或二三の者は貳拾圓、拾圓、五圓の金額を取得し或者は一厘も得ざるが如き富籤の一例とす、第二項は富籤發賣の取次行爲を罰する規定にして、第三項は前二項發賣、取次行爲以外の授受行爲を處罰する規定なり、其「發賣ノ取次者」とは富籤興行者が富籤を發賣せんとするに當り其賣買を媒介する者と云ひ、「授受行爲」とは賣買其他富籤を輾轉せしむる行爲を云ふ、茲に注意すべきは政府が歳入上の一財源と爲さんが爲め富籤を發行する場合、例へば臺灣に於ける彩票の如き之れなり、此場合に於て一定の地域例へば臺灣に於ける取次、授受は犯罪とならざるも、内地に於ける此等の行爲に付きては本條に據りて處罰せらるるものとす、

第二十四章 禮拜所及び墳墓に關する罪

本章は舊刑法の第二編第七章及び第二百六十三條を合して修正せるものなり、本章を以て保護する法益は主として信教の自由及び宗教上の感情に在り、

第百八十八條 神祠佛堂墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行爲アリタル者ハ六月以下

ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

說教禮拜又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條第一項は神祠、佛堂、墓所其他禮拜所に對し不敬の行爲をなしたる者を罰する規定にして、神祠、佛堂、墓所とあるは何れも禮拜所の類例を示したるに過ぎず、禮拜所とは公衆の禮拜に充てられたる場所を云ふ、例へば、神社、佛閣の如き公衆の禮拜所たるが故に一個人一家族の禮拜に充てられたるもの、例へば、一個人の家に祀れる稻荷、佛壇の如きは之を除外す、蓋此等の禮拜所に對し公然不敬の行爲を行ふものあるときは、人の信仰心を害し延ては社會の善風を害するを以てなり、第二項は說教、禮拜又は葬式を妨害したる者例へば、寺院に於ける僧侶の說教明神に於ける公衆の參詣、葬式列の途切り等を罰するの規定にして、特に之を妨害する

の意思を以て現に妨害を爲したることを要す、舊刑法には葬式妨害を罰するの規定
なかりしも新法が之を補ひたるは其當を得たるものとす、

第百八十九條 墳墓ヲ發掘シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

墳墓を發掘したる者の處分を規定す、墳墓發掘とは埋葬したる棺槨又は屍體等を掘
り出すの意にして、發掘したるのみにて罰せられ、此等を露出したると否とは問ふ
ところに非ざるなり、

第百九十條 死體遺骨遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞遺棄又ハ領得シタル者ハ三
年以下ノ懲役ニ處ス

本條は死體、遺骨、遺髪又は棺内に藏置したる物を損壞、遺棄又は領得したる者を
罰する規定にして、物體は死體、遺骨、遺髪又は棺内の藏置物なり、所爲は損壞、
遺棄又は領得の行爲に依て行はるゝことを必要とす、

第百九十一條 第百八十九條ノ罪ヲ犯シ死體遺骨遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞
遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

本條は墳墓を發掘して前條の罪を犯したる場合の規定にして、罪情に於て前條より

重きが故に刑罰も亦重しとす、前三條の罪は俗に所謂墓番の如き者が犯す可き罪な
りとす、

第百九十二條 檢視ヲ經スシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處
ス

本條は變死者ありたる場合に其檢視を経ずして葬りたる者を罰すべきものとす、例
へば腦貧血、心臟麻痺等により死せる場合に於て屢々起るべき犯罪なりとす、檢視
とは醫師及び警察官が職務上立會の上死亡の原因を調査することを意味す、變死者
に付きては何が故に檢視の必要ありやと云ふに、死者は果して病死なりや自殺又は
他殺なりやを明にし、若し殺人なることを發見したるときは、速に犯人を檢舉する
の必要あるを以て新法は特に此規定を創設したるものとす、

第二十五章 瀆職の罪

舊刑法には官吏瀆職罪とありしも、新法は凡て公務員と改正せる結果單に「瀆職ノ
罪」と改めたり、凡そ公務員たる者は其職務上の權限を正當に行ふ可きものなる

も、其權限を濫用すること最も便宜なるを以て、之れが濫用を防止するには獨り之に對する懲戒處分にのみ依るべきにあらず之れ本章の規定ある所以なり、

第九十三條 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條は公務員の職權濫用罪を規定せるものなり、即公務員が其職權を濫用し人をして義務なきことを行はしめ、又は行ふべき權利を妨害するを處罰するものなり、本罪を構成するには、

- (一) 公務員たること、本條の罪を犯し得る者は公務員に限る故に公務員たる資格なきものは本罪を犯し得ざるなり、
- (二) 公務員が其職權を濫用したること、故に職權濫用にあらざるときは本罪を構成せず、「職權ノ濫用」とは不正に權限外の行爲を爲すことを意味す、
- (三) 人をして義務なきことを行はしめ、又は行ふべき權利を妨害したること、「義務ナキコトヲ行ハシム」とは他人が其行ふ義務なき行爲につき公務員が名を職務上の威力に藉り強て之を行はしむることを云ふ、其「行フヘキ權利ヲ妨害シタリ」と

は他人が法律上行ふべき權利、若くは之に基きて爲さんとする行爲を威力を以て阻害することを云ふ、

以上の三要件を具備したるときは本罪の成立に缺くる處なし、

第九十四條 裁判檢察警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條は職權を濫用して人を逮捕又は監禁したる者を罰する規定なり、本罪を犯し得る公務員は裁判の職務を行ひ、又は其を補助する者、檢察の職務を行ひ又は其補助者、警察の職務を行ひ又は其補助者たる者を云ふ、例へば判事、檢事、司法警察官、行政警察官又は是等を補助する者の如し、本罪の所爲は逮捕又は監禁にして、逮捕とは往來去就の自由を不正に剝奪するの義にして、監禁とは此自由を剝奪して一定の場所に多少の時間不正に留置することを意味す、

第九十五條 裁判檢察警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者、被拘禁者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦同シ

本條は前條の公務員が暴行又は陵虐を爲したるとき之を處罰するの規定にして、法文の「刑事被告人」とは犯罪に關し訴追を受けたるものを云ひ、暴行とは不法の腕力を用ゆることを云ひ、陵虐とは殘忍苛刻の所爲を意味す、茲に注意すべきは、職務を行ふに當り右の行爲ありたることを必要とする之なり、蓋職務執行の際に於ては刑事被告人等に對し其罪狀を陳述せしめんが爲め、動もすれば是等の行爲を敢てするの虞あるに由る、

第二項は法令により拘禁せられたる者に對することを必要とす、法令に因リ拘禁せられたる者とは、既決未決の囚人を意味し、之に對して暴行又は陵虐の行爲を爲すとは、猥りに毆打を爲し又は貸與す可き衣服、臥具、給與す可き食料を與へざる等の行爲を包含せしめたるなり、

第九十六條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

本條は前二條即逮捕監禁、暴行陵虐を爲したる結果、死傷に致したる場合の規定にして、第八十一條と同一の趣旨に基けるが故に、同條を參照すべし、唯其處分に至りては傷害罪に比較し重きに從て處斷せらるゝのみ、

第九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徵ス

本條は賄賂に關する罪を規定せるものにして、舊刑法第二百八十四條を擴張したるものなり、所謂收賄罪とは公務員又は仲裁人が職務の執行に關して他人より或利益を收受し又は之を要求し若くは約束するに由て成立する犯罪なり、抑も本條を設けて之を處罰する所以は其職務を公平無私に行ふべきものなるに、人情の弱點たる利得の爲めに眩惑されて自己の所信を枉げて正當なる職務の執行と利得とを賣買するに至ることあるを以てなり、本條は公務員又は仲裁人が賄賂を收受し又は之を要求

若くは約束することを要す、賄賂とは職務上の行為に對する不法の利益を謂ひ、金錢に見積り得べきものたる否と將又一時的の利益たる否とを問はざるなり、例へば妾を周旋すること或は御馳走に預ることを條件としたるが如きも賄賂なり、收受とは受取ることを意味し、要求とは不正の利益を得んと請求するを云ひ、約束とは相互の間に授受を約するの意なり、其職務に關することを要するが故に、一私人の資格を以てする勞力に對する報酬の如き、又は普通の交際として物を受くるが如き、毫も職務に關せざるものは懲戒處分の理由となることあるも、決して本罪を構成せざるなり、

以上述ぶる如く賄賂を收受し又は要求、約束したるときは三年以下の懲役に處せらるゝのみなれども、贈賄者の請托を容れ因て以て不正の行為を爲し又は相當の行為を爲さざるときは、一年以上十年以下の懲役に處せらるゝものとす、例へば裁判官が有罪を殊更無罪となすが如き又は検事が犯人あるも公訴を提起せざるが如き此場合に相當す、

第二項は前項の犯人が既に受取りたる金錢其他の利益を沒收す可き旨を掲げたるな

り、沒收とは官に取り上げるの意にして、其全部又は一部を沒收すること能はざるときは其價格を追徴するものとす、

第百九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付提供又ハ約束シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

本條も亦賄賂罪を規定せるものにして、公務員又は仲裁人に或る利益を差出す者の方面より觀察して規定せるものなり、即公務員又は仲裁人に賄賂を交付、提供又は約束したるものを處罰すべきことを規定す、交付、提供とは差出又は贈與するの意にして、約束とは其交付又は提供を約するの意なり、舊刑法は本條に關する規定を設けざりしが爲に頗る議論ありしが、新法は特に本條を設けて其疑なからしめたり、蓋賄賂の罪たる一人にて成立し得るものにあらず、必ずや或利益を受くるものと、其を與ふるものとの二人以上存在すること必要なるに、一方を罰して一方を罰せずとするは權衡を失する甚しきを以てなり、

第二項は前項の罪を犯したる者が、自首したるときは其刑の減輕又は免除の特典を

受けることを規定し、依つて以て自首を獎勵する趣旨に外ならず、

第二十六章 殺人の罪

凡そ天地間に生を享くる無意無心の蟲類と雖も尙且生命を愛す、況んや萬物の靈長たる人類に於てをや、人命の貴重なる多言を要せざるなり、古代に在ては亡き親の無念を晴さんが爲め、不俱戴天の敵を討つが如き寧孝子の名譽と爲し、之が爲めに犯す殺人の行爲も敢て罪と爲さざりしは歴史の證明する所なり、されど時勢の推移に伴ひ、殺人は之を極悪非道の行爲と爲し、縱令其情實に於て大に憐む可きものある嬰兒殺と雖も盡く殺人罪を以て論ずるは各國皆其軌を一にす本法亦本章に於て殺人罪を規定し、科するに重刑を以てせる蓋し故なきに非ざるなり、

第九十九條

人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

本條は殺人の罪を規定す、殺人とは不法に他人の生命を絶つことを意味するが故に、

(一) 生命を有する人間に對することを要す、從て死者に對する殺人とは何等の意味を爲さざるなり、苟も生命ある人間と云ひ得る以上は母體より出生したる瞬間に於

ても、尙ほ殺人罪の目的物たり得るのみならず、假令甲を殺さんと欲して偶々乙を殺すに至りたる場合と雖も、本罪の成立を妨げざるなり、

(二) 人の生命を斷つ可き行爲ありたることを要す、換言すれば人の死が犯人の行爲に基きたることを必要とす、故に犯人の行爲と死との間に原因結果の關係あらざるときは本罪を構成せざるなり、法文別に殺人の方法を限定せざるが故に、棍棒を以てすると毒藥を以てすると食物を與へざるが爲めなると、其他の方法を以てするとを問はざるなり、苟も犯人の行爲に因りて死亡と云ふ結果を惹起せば足れりとす、

(三) 死と云ふ結果を生ぜしむる意思あることを要するが故に假令死と云ふ結果を生ぜしむるも、犯人に於て其死の結果を豫見せざりしときは、意思なきの行爲となり他の犯罪成立するは格別、毫も本罪を構成せざるなり、以上は刀を以て人を斬り又は毒藥を飲ましむるが如く、或事を爲して人を殺すの場合なるも學者の所謂不作爲、即ち或る事を爲すべき義務あるにも拘はらず義務に背きて或事を爲さざるに因りても亦本罪を犯し得るものとす、例へば水練の教師が弟子の溺死せんとするを救はざるが如き母親が、幼兒の井戸邊に在るを放ち置きしが爲め落下して死したるが

如き、其一例なりとす、然れども不作爲に因る殺人罪に付きては學者間に於て議論の存するところなりとす、

第二百條 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

本條は直系尊屬を殺したる者を處罰する規定にして法文に所謂「自己ノ直系尊屬」とは父母、祖父母、曾祖父母等を云ひ、「配偶者ノ直系尊屬」とは夫又は妻の父母、祖父母、曾祖父母等を指す、蓋是等の直系尊屬に對して孝養を盡すは子たる身分を有するもの、本分なるに、之を殺戮するが如きは暴逆之より甚しきはなし、之れ本條が特に重刑を科する所以なり、

第二百一條 前二條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

本條は殺人の豫備行爲を處罰し以て、危害を未發に防がんに爲めに規定せられたるものなり、豫備行爲とは犯罪の着手以前の行爲にして例へば正に人を殺さんとす意思を以て毒藥、又は刀劍の買入れを爲すが如きを云ふ、特に本條の如き明文の存する場合は、刑法上豫備行爲は之を處罰せざる原則の例外たることを注意せざるべ

からず、但し情狀の如何に因りて刑を免除せらるるものとす、

第二百二條 人ヲ教唆若クハ幫助シテ自殺セシメ又ハ被殺者ノ囑託ヲ受ケ若クハ其承

諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條は舊刑法に所謂「自殺ニ關スル罪」を修正せるものなり、蓋古來の武士道に於ては自殺を以て賞揚す可き所爲と爲し死を視る歸するが如き有様なりしも、今日より之を觀れば毫も稱讚の値なきのみならず蠻風の極なり、されど一たび自殺を企てたる者に對して刑罰を科するが如きは、徒に其死を早からしむるの外何等の効なきに終らむ之れ自殺を罰せざる所以なり、舊法は唯自殺に關する罪として他人を自殺せしむる所爲を規定せしも夫は寧ろ殺人罪の章に規定するを適當なりとして新法は本條を設くるに至れり、

前段は教唆若くは幫助して自殺せしめたる場合を規定す、自殺の教唆とは他人をして自殺を決意せしむることを意味し、自殺の幫助とは自殺者の爲めに自殺を容易ならしめたる總ての行爲を指す、例へば甲が乙なる肺病患者に向ひ汝生存するも人生の快樂を享くる能はず、生きて惱まんよりは寧ろ死するに如かずと勧めたる結果、

乙遂に自殺したるが如きは前者の例にして、乙が鈍刀を以て自殺を企て苦むに際し、甲之に利剣を與へたるが如きは後者の一例なりとす、本條後段は自殺を望む者より囑託を受け、又は其承諾を得て殺したる場合の規定にして、乙某自殺せんことを決心し、甲者に向て予を殺す可しと依頼し、甲之を快諾して殺したるが如き其一例なり、

第二百三條 第九十九條第二百條及前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は第九十九條第二百條及び前條の場合の未遂を罰する旨を規定せるなり、

第二十七章 傷害の罪

舊刑法は第三編第一章第二節に於て「毆打創傷ノ罪」と題せしも、毆打の文字穩當ならざるのみならず、從來其適用上頗る不便を感じたるを以て、新刑法は之を傷害罪と訂正せり、蓋毆打以外の方法に依り又は身軀に何等創痕を生ぜしめずして傷害を與へたる場合の如きも、汎く之を包含せしむるの趣旨に出でたるなり

第二百四條 人ノ身體ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

本條は人の身體を傷害したる者を處罰する規定にして、舊刑法には傷害又は疾病休業の程度により罪の輕重を定め、例示的に細密なる規定を設けたりしも、却て其正確を期すること困難なりしを以て、本法は概括的に刑の種類及び範圍を設け、裁判所をして充分事情の如何を斟酌し、自由に適宜の刑を科せしむることとせり、本罪を構成するには、

- (一) 生活せる人の身體なること、身體とは猶肉體と云ふに同じ、故に名譽、貞操、自由等は此内に包含せざるものとす、
- (二) 身體を毀損するの行爲ありたること、身體の毀損とは人の生活機能を損傷することを意味す、法律は身體を傷害する方法を限定せざるが故に、刀を以てすると藥を以てすると火傷を負はしむるとを問はざるなり、加之身體の如何なる部分に傷害を與ふることも亦法律の區別せざる所なり、舊刑法の所謂兩目を瞎し又は一指を折るが如き其一例なり、茲に注意すべきは殺人罪に付き述べたる因果關係が本罪に

付ても亦必要なること之れなり、

(三) 人の身體の一部を毀損するの意思あること、本罪の犯意は單に身體の一部を傷害せんとするに在ることを必要とす、若し犯人が最初身體の全部を毀損せんとする意思ありしときは殺人の犯意ありと云ふことを得べし、

以上の三條件を具備せるときは、本罪を構成するものとす、

第二百五條 身體傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

本條は傷害行為に因り人を死亡せしめたる場合の規定にして、舊刑法に所謂毆打致死罪と同趣旨なり、單に人の死亡したる點のみを觀察する時は、殺人罪に於ける人の生命を絶ちたる場合と異なることなし、然れども殺人罪の場合に於ては犯人は最初より人の生命を絶つとの意思あり、換言すれば死と云ふ結果の發生す可きことを豫見せるも、傷害致死の場合に於ては人の身體の一部を毀損するの意思ありて、死と云ふ結果を豫見せざりしなり、然るに其豫見せざりし死と云ふ結果を發生したる場合

なるが故に、犯人の意思より觀察せば到底殺人罪と同一に之を處罰し得ざるなり、

第二項は自己又は配偶者の直系尊屬の身體を傷害し、因て死に致したる場合の規定にして、第一項に比し刑罰の重きは第二百條の精神と同一なればなり、

第二百六條 前二條ノ犯罪アルニ當リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ラ人ヲ傷害セス

ト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

本條は自ら人を傷害せずして單に前二條の犯罪者に助勢を爲したる者を罰する規定なり、法文には單に「現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者云々」とあるが故に或人が他人の身體に傷害を與ふる現場に於て其助勢を爲すことを必要とし、若し現場にあらざりて勢を助くるが如き場合は、第二百四條の教唆罪とならざる限りは之を處罰し得ざるなり、又「勢ヲ助ケタル者」とあるは自ら人を傷害せずと雖も他人をして傷害を與ふる程度を強からしむるものなるが故に、本條は之を罰するの必要ありと爲せるなり、

第二百七條 二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタル場合ニ於テ傷害ノ輕重ヲ知ルコト能ハス又ハ其傷害ヲ生セシメタル者ヲ知ルコト能ハサルトキハ共同者ニ非スト雖モ

共犯ノ例ニ依ル

本條は二人以上にて他人を傷害したる場合に於ては、假令共同して爲したるに非ずと雖も、總則の共犯例を適用すべき旨を規定せるなり共犯例を適用すべき爲めには傷害の輕重を知ること能はざるか、又は傷害を生ぜしめたる者を知ること能はざる場合に限る、其輕重を知り得べく又其傷害を生ぜしめたる者を知り得べき場合は、第二百四條、第二百六條の規定に據りて處斷すべきなり、例へば甲乙二人にて丙を傷害したる場合に於て、甲乙何れか丙に傷害を與へたるものなるや不明なるか、若くは丙の傷害に付き甲が重傷を與へたるか、乙が輕傷を與へたるか不明なる場合の如し、

第二百八條 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ一年以下ノ懲役若クハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

本條は暴行を加へたるも身體を毀損するに至らざる場合の規定にして、其暴行の程度に因り刑の輕重を定むるものとす、第二項は第一項の罪の申告罪なることを規定

す、申告罪に付きては前きに説明したるを以て茲に再說せず、

第二十八章 過失傷害の罪

本章は舊刑法に過失殺傷罪とありしを修正せるものなり、舊刑法は過失の種類を疎虞、懈怠、又は規則慣習の不遵守の三ツに區別せしも、之れ無用の業にして之が爲却て疑義を生ずる嫌あるを以て、新法は之を削除せり、凡そ過失とは一般人が爲す可き注意を爲せば結果の發生を豫見したるに拘はらず其注意を缺きしが爲豫期せざりし結果の發生したることを意味し、其結果が不法なる爲秩序維持の爲に結果を生ぜしめたる者を處罰するものとす、

第二百九條 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

本條は過失に因り人を傷害したる場合の規定にして、過失の何たるやは既に本章に説明せるが故之を省略するも、其普通の傷害罪と異なるは人の身體の一部を損傷する意思あると否とに由る、例へば彈丸を込めたる鐵砲なることを知らずして引金に手

を觸れたるが爲め、彈丸或人に的中したる場合に、若し其犯人が鐵砲の危険なること等相當の注意をなしたらんには決して發砲せざりしなり、然るに相當の注意を缺きたるが故に人を傷けたるものにして、其傷害は犯人に於て豫見せざりしところなるも秩序維持のため之を處罰す可きものとす、

第二項は第一項の罪の申告罪なることを規定せり、

第二百十條 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は過失に因りて人を死に致したる場合の規定にして、第二百五條及び前條を參照せば自ら明ならん、

第二百十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は業務上必要なる注意を怠り因て人を死傷に致したる場合の規定にして、例へば醫師が患者に對し治術を施すに方り必要なる注意を怠り、水練の教師が必要なる注意を怠り因て人を死傷に致したる場合の如し、本條の規定は舊法に見ざるところにして往々之に關する實際問題を生じたることありしも、明文を缺きしが爲之を不

問に付したる場合からざりしを以て、新法は新に本條を設けたるなり、

第二十九章 墮胎の罪

可憐なる嬰兒を抱きて無情を詫ぶるの情は盡くることなくして遂に之を殺すに至るの行爲と、不義なる私通の結果生ずる不名譽を蔽はんとして母體に存する胎兒を殺すの行爲とは果して何れが悪むべきものなりや、之れが刑罰の輕重も古來幾多の變遷を経て今日に至れり、現今墮胎罪を以て嬰兒殺罪よりも數等輕き犯罪として處罰するは各國共に同一なり、從て墮胎を罰するは胎兒の生命保護に在るか、或は自然の分娩期に先ち人工を以て母體より胎兒を分離せしむるの所爲を罰するに在るか之れ亦議論の岐るる所なり、然れども現今多數の學者は後説を主張するものなり、此説に依れば自然の分娩期に先ち胎兒を母體より分離せしめたる時は、假令生命を有することあるも尙且完全に本罪を構成するものとす、

第二百十二條 懷胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

本條は妊婦が自ら墮胎を行ふたる場合を規定せるものにして、藥物を用ふると其他如何なる方法を以てするとを問はざるなり、例へば不義なる私通の結果として妊娠したる場合に於て妊婦が墮胎藥を服用するが如し、

第二百十三條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以上五年以下ノ懲役ニ處ス

本條前段は懐胎の婦女以外の者が、其囑託或は承諾を得て墮胎せしめたる場合の規定にして、後段は墮胎に因て婦女を死傷に致したる場合に該る詳細ハ第二百二條後段の説明を参照せば自ら之を了解することを得べし、

第二百十四條 醫師產婆藥劑師又ハ藥種商婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

本條は特別の業務、職業を有する者が妊婦を墮胎せしめたる場合の規定なり、蓋醫師、產婆、藥劑師、又は藥種商は職業又は業務の性質上婦女の囑託を受くるに便利にして且つ其の機會多きのみならず、一旦其承諾を得るときは之を墮胎せしむるこ

と極めて容易なるが故、其處罰を嚴重にせんが爲め特に本條を設けたるなり、本條後段は因て婦女を死に致したる場合の規定なりとす、

第二百十五條 婦女ノ囑託ヲ受ケス又ハ其承諾ヲ得スシテ墮胎セシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は懐胎婦女の囑託なく又は其承諾なくして墮胎せしめたる場合の規定にして、其囑託又は承諾なき場合は詐偽の手段を用ふるにあらずんば、暴行脅迫を用ゆること多し、例へば解熱藥なりと詐はりて、墮胎藥を飲ましむるが如く、墮胎を強制するが爲に不義の私通を新聞紙に掲載せんと云ふが如し、故に第二百十三條に比すれば、其罪情大に重しとす之れ全條よりも重刑を科する所以なり、

第二項は第一項の墮胎行爲が未遂のとすと雖も之を處罰する旨を規定せるなり、

第二百十六條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

本條は婦女の囑託なく又承諾なくして、墮胎行爲を行ひ因て婦女を死傷に致したる

場合例へば多量の墮胎薬を飲ましめたるが爲め母體の健康を害し因て死亡せしめたるが如し、此場合には傷害罪に照し重きに從て處斷する旨を規定す、「重キニ從テ處斷ス」とは死に致したるときは第二百五條、傷害に致したるときは第二百四條を適用し、重く處罰せらるゝの意なり、

第二十章 遺棄の罪

舊刑法は「幼者老疾者ヲ遺棄スル罪」の章下に本章に關する規定を爲せしも、新法は遺棄せらるゝ者の内に尙不具者を加へたるが故に、幼者、老疾者、不具者を遺棄する罪と爲さんよりは寧ろ單に遺棄の罪と爲すに如かずとの理由に基き斯く修正したるものなり、

第二百十七條 老幼不具又ハ疾病ノ爲メ扶助ヲ要ス可キ者ヲ遺棄シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

本條は扶助義務者以外の者が、扶助を要す可き者を遺棄したる場合の規定にして、扶助を要す可き者とは老若、幼者、不具者、又は疾病者にして、自己の力に依りて

自己の生命身體を保護すること能はざる者を云ふ、老若幼者に付て法律は年齢の制限を設けざりしも、要するに他人の力を藉るに非ざれば單獨に生活すること能はざるや否やを標準とせざる可からず、從て各人に付き自其年齢を異にし豫め何歳以下は幼者にして、何歳以上は老若なりとの、限界を設くること克はざるなり、又此等の者が果して扶助を受くるにあらざれば、自生活すること能はざるや否やは事實上の判定に依るの外なきなり、遺棄とは之を他所に打ち棄つるは勿論、犯人が自居所を轉じて踪跡を晦ます場合（俗に謂ふ置き去りの場合）をも此内に包含するものとす、本條は扶助の義務なき者が扶助を要す可き者を遺棄したる場合にして、例へば雇主が病氣に惱める雇人を遺棄し又は恨みある家の小供を遺棄するが如し、

第二百十八條 老若幼者不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル者之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲ササルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

本條第一項は老若、幼者、不具者、病者を保護す可き責任ある者が、之を遺棄する

か或は其生活に必要な保護を爲さざる場合の規定にして、前條と異なり保護の責任者を罰するものなり、保護の責任者とは法律上又は慣習上若くは契約に因て保護者たる可きもの、例へば發狂者を保護する監督者、乳兒を保護する保姆の如き、其他民法の規定に據る扶養義務者の如き之なり、本罪の成立するには遺棄の所爲あるか否らざれば生存に必要な保護を爲さざることを必要とす、生存に必要な保護を爲さざるとは同じ家内に在りて食物を與へず藥餌を與へざるが如き其一例なり、第二項は自己又は配偶者の直系尊屬に對して本罪を犯したる場合を規定す、扶養の義務は民法第九百五十四條に規定し扶養權利者の中には此等の者をも包含するが故に別に本項を設くるの必要なが如しと雖も、自己又は配偶者の直系尊屬を遺棄し其必要な保護を爲さざるが如きは、不孝の最甚しきものにして罪情重きが故に特に本項を設けたるなり、

第二百十九條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

本條は遺棄の爲め又は生存に必要な保護を爲さざる結果終に、老者、幼者、不具

者、病者を死傷に致したる場合の規定にして、此場合には傷害罪に照し重きに從て處分する旨を規定せり畢竟第二百十六條と同趣旨なり、

第二十一章 逮捕及び監禁の罪

吾人若し善く法律命令を遵守して毫も不法の行爲なくんば、吾人は常に不羈にして何人と雖も犯す可からざる自由を保全し、其座作進退に付き何等他人の制肘抑壓を受く可きものにあらず、然るに或人の身上に關し權利なき者が擅に之を監禁逮捕し、因て其自由を拘束するが如きは罪惡の甚しきものと謂はざる可からず、是れ本章の規定ある所以にして憲法第二十三條に所謂法律に依るにあらざれば、逮捕監禁せられざるの保障と須臾も離る可からざる密着の關係を有するものなり、

第二百二十條 不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

本條第一項は不法に人を逮捕監禁したる者を處罰するの規定にして、法文に不法とあるは權利なくしてとの意なるが故に刑事訴訟法の規定に依り、豫審判事が人を逮

捕拘禁するが如きは素より正當なる職務の執行にして本罪を構成せず、監禁とは閉鎖せられたる一定の場所内に拘禁することを意味し其區劃内より出づるの自由を剝奪するの義なり、逮捕とは監禁以外の方法に依て去就の自由を喪はしむる行爲にして、例へば柱に縛り付け足錠を施すが如し、

第二項は其自己又は配偶者の直系尊屬に對する場合にして、其罪情重きが故に刑罰も亦之を重からしめたるなり、

第二百二十一條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

本條は不法に人を逮捕監禁して因て死傷せしめたる場合を規定す、第二百五條及び第二百十六條と全く同趣旨なり、

第二十二章 脅迫の罪

法規の保護力は生命、身體、名譽、財産等に關する權利を安全ならしむ、其保護力の強固なるがため吾人は法規を信賴するものなるに、苟も身體に對し白刃を振ふて

吾人を脅す者あり、財産に對して放火せんと迫るものありて、而も其保護なくんば吾人が法規に信賴するの安全は全く其跡を絶つ可し、是れ法律が脅迫を罰する所以なり、

第二百二十二條 生命身體自由名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

親族ノ生命身體自由名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ

本條第一項は汎く生命、身體、自由、名譽、又は財産に對し危害を加ふ可きことを以て人を脅迫したる者を處罰するの規定なり、舊刑法は脅迫の方法を列擧せるも狭きに失する嫌ひあるを以て、本法は博く「生命身體自由名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加ヘント脅迫セル者云々」と改めたり、脅迫とは人をして危害を受く可きことを豫想せしめ、因て以て畏怖の念を起さしむる行爲を云ひ、其脅迫を行ふ者に於て眞實に危害を加ふるの意思あると否とを問はず、苟も脅迫せらるる者に於て自己の身體又は財産等に危害を受く可きかの恐怖心を起せば足る、其畏怖心を起さしむる手段は言

語又は舉動に依ると將文書を以てするを問はざるなり、

第一項は甲なる人の生命其他のものに對し害を加ふ可きことを以て、甲を脅迫したる場合にして、第二項は甲の親族乙なる人の生命其他のものに對し、害を加ふ可きことを以て甲を脅迫したる場合に該る、蓋自己の生命其他のものに對して害を加ふ可きことを以て脅迫せらるゝと、親族の生命其他のものに對して害を加ふ可きことを以て脅迫せらるゝと、其間毫も區別するの理由を發見せざるなり、

一言注意す可きは舊刑法に於て本罪を以て申告罪と爲せしを新法が之を申告罪と爲さざりしこと之なり、蓋後難を恐るゝが爲め申告を爲さざる場合多かるべく、且つ申告するときは再び脅迫を受くることなしとせずとの理由に出でたるなり、

第二百二十三條 生命身體自由名譽若クハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

親族ノ生命身體自由名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條第一項は前條記載の脅迫に因り又は暴行を用ひて義務なき事を行はしめ、又は行ふべき權利を妨害したる者を罰す可き旨を規定す、即生命、身體、自由、名譽若クは財産に對し危害を加ふ可きことを以て脅迫するか、或は暴行を用ひて行ふ可き義務なき事を強て行はしむるか、又は正當に行ふ可き權利を妨害したる場合の規定なり、例へば斯々の事を爲す可し若くは斯々の事を爲す可からず、若し命の如くせずんば汝を斬り殺さんと脅し、又は不法なる腕力を用ひて遂に他人に斯々する義務なき事を行はしめ、又は他人の行ふ可き斯々の權利を妨げたる場合の如し、

第二項は前條第二項と同一の趣旨にして、即甲の親族乙の生命其他のものに害を加ふ可きことを以て甲を脅迫し、甲をして義務なき事を行はしめ又は行ふ可き權利を妨害したる場合の規定なり、他人が余に對して、汝の妻を斬り殺さんと脅迫し余の權利行使を妨害するが如き其一例なり、

第三項は本條第一項第二項の未遂罪を所罰す可き旨を規定せるなり、

第三十三章 略取及ひ誘拐の罪

舊刑法には「幼者ヲ略取誘拐スル罪」とありしが故其保護せらるゝ者は幼者に限定せられしも、斯くては狭きに失すとして新法は成年者殊に婦人が略取誘拐せらるゝ場合をも、包含せしめ以て本章の如く訂正せるなり、

第二百二十四條 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

本條に未成年者を略取又は誘拐したる者を處罰する規定なり、未成年者とは民法に所謂二十歳未満の者を云ひ其男子たると女子たるとを問はざるなり、略取誘拐は共に不法に監督權者の支配を無視して他の支配に移すことを意味し、略取は暴行又は威迫を以て之を奪ひ去るを云ふ、素より未成年者の承諾なき場合なるも、之に反して誘拐は詐欺の手段に因て之を誘ひ去るものなれば未成年者の承諾ある場合なりとす、本條は其略取誘拐せらるゝ幼者の權利を害するよりは、寧ろ之を保護し監督する父母若くは後見人等の監督權を害する犯罪なるが故に、若し監督權者の承諾あり

たるときは本罪成立せざるなり、

第二百二十五條 營利猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

本條は營利の爲め、猥褻の爲め又は結婚の目的を以て略取又は誘拐したる場合の規定なり、法文單に人とあるが故に被害者の未成年者たると成年者たるとを問はざるなり、營利とは利益を收得することを意味するが故に良家の婦女を略取して飲食店の女中と爲すが如き其適例なり、猥褻とは色慾に關する行爲を爲すことを謂ひ、婚姻の目的とは婦女を欺きて監督權者の家を去らしめ自己の妻と爲すが如き其一例なり、本罪の成立には以上の目的を以て略取誘拐したることを必要とす、

第二百二十六條 帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ被拐取者若クハ被賣者ヲ帝國外ニ移送シタル者亦同シ

本條第一項は犯人が帝國外に移送するの目的を以て人を略取誘拐したる場合の規定

にして、苟も日本帝國以外ならば其清國たると英國たると將何國たるとを問はざるなり、在外國人の妾たらしめんが爲め、若くは海外に於て醜業を營ましめんが爲めに、婦女を略取誘拐するが如き其一例なり、

第二項前段は前項の目的を以て人を賣買したる場合、例へば外國に於て淫賣婦たらしめんが爲め婦女を賣買するが如し、後段は犯人が略取誘拐したるに非ず既に略取誘拐せられたるもの（被拐取者）若くは賣られたる者（被賣者）を帝國外に移送したる場合の規定にして之亦第一項と同一の刑罰を科せらるゝものとす、

第二百二十七條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

本條第一項は被拐取者又は被賣者を收受し藏匿し又は隱避せしめたる者を罰する規定にして、本罪の要點は前三條の犯罪者を幫助するためなると、行爲は收受、藏匿、隱避の三者なるとに在り、收受とは讀て字の如く受け收むるの意にして、藏匿、隱避

とは共に被拐取者又は被賣者の所在を不明にし因て其の發見を困難ならしむることを意味す、例へば甲が未成年者某を略取誘拐し來れるも、其監督者より取り返さるるを慮り乙に其保管を依頼せしに、乙其情を知りて甲の爲めに其被害者を自己の婢となしたるが如し、

第二項は營利又は猥褻の目的を以て收受したる場合の規定なり、即自己が略取し誘拐し又は賣買したるに非ずして他人が略取し誘拐し賣買したる場合に於て、營利又は猥褻の目的を以て其者を收受したる場合に該當す、

第二百二十八條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は略取及び誘拐罪の未遂をも處罰することを規定せるのみ、

第二百二十九條 第二百二十六條ノ罪同條ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル者ハ第二百二十七條第一項ノ罪及ヒ此等ノ未遂罪ヲ除ク外本章ノ罪ハ營利ノ目的ニ出テサル場合ニ限り告訴ヲ待テ之ヲ論ス但被拐取者又ハ被賣者犯人ト婚姻ヲ爲シタルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ告訴ノ効ナシ

本條は假令本章の罪を犯すと雖も本來營利の目的に出でざる場合は申告罪なること

を規定せるものなり、故に被害者の告訴を待て其罪を論ず可きものとす、然れども略取せられ、誘拐せられ、又は買られたる者と犯人とが婚姻を爲したるときは告訴するも其効なきものとす、唯婚姻の無効又は取消の裁判確定したる後に於ては其告訴を有効とす可き旨を掲げたるなり、蓋既に犯人と被害者とが婚姻を爲したるに拘らず告訴を有効とするの理由なく、又婚姻の無効、取消の確定したる後に於て告訴を有効とするは毫も事理に反せざるが爲なり、但し第二百二十六條の罪、同條の罪を幫助する目的を以て犯したる第二百二十七條第一項の罪及びそれ等の未遂罪は、假令營利の目的に出でざる場合と雖も此等を以て申告罪に非ずと爲し、上述の原則に對する例外なることを明にせり、

第二十四章 名譽に對する罪

舊刑法は誣告及誹毀罪の下に名譽毀損の一方方法たる誹毀の所爲を罰する規定を設けしかば法文の適用狭きに失し、名譽の保護充分ならざりしも、新法は本章「名譽ニ對スル罪」と題し以て廣く之を毀損する所爲を包含せしめ、名譽の保護に付き間然

することなきに至る、蓋名譽は社會に於て有する人類の價值にして金力を以てするも購ふこと能はざる性質を有す、法律が之に重き保護を與ふる決して謂はれなきにあらざるなり

第二百三十條 公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其事實ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セス

本條は人の名譽を毀損したる者を罰する規定にして、舊刑法に所謂「誹毀ノ罪」之なり本罪の成立に付ては事實を摘示することを必要とす、されど假令事實を摘示するも公然に非ざる限りは罪とならず、事實を摘示するとは、例へば甲某が乙と私通を爲せり或は窃盜を爲したりと云ふ事實を社會公衆に聞知せしむるが如し、而して其事實が果して實際に存在したるや又は假想のものなるやは問ふ處に非ず、條文に事實の有無を問はずとは此意味に外ならず、唯其事實は他人の名譽を毀損するに足るべきものならざるべからず、舊刑法には「惡事醜行」とありしを本條は廣く事實と訂正せるなり、其名譽を毀損せられたりとするには、被害者自身が名譽を害せら

れたりと信じたるのみを以て足りりとするや、將何人も被害者の名譽を毀損せられたりと認め得るものたることを要するやは、結局事實上の判断に任すの外なかる可し、されど凡そ名譽毀損の本質は事實を摘示して社會公衆に紹介し、因て以て社會公衆が被害者に對して有する價值を減少せしむるの行爲なるが故に、何人も名譽を毀損せられたりと認め得る程度に至ることを必要とせざる可からざるに似たり、舊刑法は名譽毀損の方法を狭く限定せしも本法は其方法に付き何等の制限を認めざるが故に、其新聞雜誌の記事を以てすると演説を以てすると或は印刷物の頒布に依てすると問はざるなり

第二項は死者の名譽を毀損したる場合の規定なり、元來名譽なるものは生活せる人間が社會上に於て有する價值なるを以て、死者は之を有せざるなり故に死者に關する眞實の事實を摘示するも本罪は成立せず、唯其誣罔に出たる場合に限り處罰せらるるものとす、何となれば此場合に於ては死者の親族全體の名譽を害するものなるが故なり、

第二百三十一條 事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

本條は侮辱の罪を規定するものにして法文「事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ云々」とあるが故に、公然人を侮辱したることを必要とす、侮辱とは他人を輕蔑し之に不愉快の念を惹起せしむることを意味し、自己が他人の價值を認めざるの意思を表示して其者の名譽を毀損するを云ふ、故に犯人と侮辱せらるゝ者との間に於て直接に名譽を毀損する場合なり、例へば貴様は泥棒なりと云ふが如し、舊刑法に所謂誹毀は他人の名譽を毀損す可き事實を第三者に摘示し第三者の判断に因りて他人の名譽を毀損する場合に相當す、而して其侮辱する方法は言語に依ると書面に依ると將舉動に依るとを問はざるなり、唯公然になしたる一事あれば足りりとす、

第二百三十二條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

本條は本章の名譽に對する罪が申告罪たることを規定せるものなり、

第二十五章 信用及び業務に對する罪

舊刑法は第八章に於て「商業及ヒ農工ノ業ヲ妨害スル罪」と規定せしも、其罰する

ところは業務の妨害に過ぎざるを以て新法は單に「業務ニ對スル罪」と題し、冠するに「信用」の文字を以てせり、蓋人の信用を毀損す可からざるは名譽を毀損す可からざると異なるなし、之れ其保護ある所以なり、

第二百三十三條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は人の信用を毀損し若くは其業務を妨害する場合の規定にして、法文に「虚偽ノ風説ヲ流布シ」とは眞實ならざる風説を觸れ廻すの意にして、「偽計ヲ用ヒ」とは詐偽の手段に依ることを意味す、因て人の信用を毀損し若くは其業務を妨害するときは本罪成立するものとす、人の「信用ヲ毀損スル」とは例へば甲が信用を資本として一の企業をなさんとするに際し、彼は實に背徳の詐偽師なれば遂には法網に罹るならんとの風評を流布して、其資本の融通を杜絶せしむるが如し、「其業務ヲ妨害スル」とは商品の廻送中詐偽の手段を用ひて其到着を遅延せしめ依て其營業を妨害するが如き其一例なりとす、

第二百三十四條 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨ケシタル者亦前條ノ例ニ同シ

本條は威力を用ひて人の業務を妨げたる場合を處罰する規定なり、「威力ヲ用ヒ」とは彼の雇人等が労働時間を減せしめんが爲め又は賃銀の値上げを爲さしめんが爲め暴行の手段に依りて雇主の業務を妨害する場合の如し、

第三十六章 窃盜及ひ強盜の罪

舊刑法は「財産ニ對スル罪」の内、窃盜罪及強盜罪を二節に分ちて規定せしかども新法は之を一括して本章に規定せり、蓋此兩罪は唯其手段を異にするのみにして其性質は同一なるに之を別節に規定するが如きは法典の躰裁上其宜しきを得ざればなり茲に先づ盜罪の觀念を大略説明せん、盜罪とは他人の所有を侵害する罪の一種にして、不法に他人の所有物を自己の所有物として處分する意思を以て、他人の保有より自己の保有に移すことを云ふ、今盜罪の構成條件を説明せば、

(一) 他人の財物なること、故に自己の財物は盜罪の目的とならず、但第二百四十二條に例外あり、財物とは金錢上の價值を有する物躰を總稱し、此物躰の上に他人が金錢に見積り得べき利益を有することを指して他人の財物と云ふ、他人とは自己以

外の人を意味し其親族たる否とを問はざるなり、然れども其親族に係る場合は別に第二百四十四條の規定あるがため親等の如何により或は刑を免除せられ、或は告訴を待て初て其罪を論ぜらるるものとす、

(二) 財物を奪ふの所爲あること、財物を奪ふの所爲とは、財物を他人の保有せる範圍より自己の保有範圍に移すの行爲を意味す、故に本罪の目的物は有形に移轉し得べき物たることを必要とす、彼の權利義務自體の如きは有形上移轉することを得ざるを以て、本罪の目的たるを得ず、唯權利義務を證明する證書等は有形物なるを以て本罪の目的物たることを妨げざるなり奪取の行爲は何時完了するやと云ふに、苟も財物を他人の保有より自己の保有に移し終りたる時となさざるべからず、

(三) 不正に奪取するの意思あること、他人の財物と雖も自己の物なりと信じて自己の保有に移すが如きは、本條件を缺くものにして無罪なり、

第三百三十五條 他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ十年以下ノ懲役ニ處ス

本條は所謂竊盜罪にして法文に「他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ云々」と規定せるも

の之なり、其詳細は既に本章に於て説明したるを以て省略すべきも前述の如く奪取の行爲は他人の保有範圍より自己の保有範圍に移し終りたる時に完了すべきものなるに由り、竊盜の既遂罪は目的物が現在の場所を離れて犯人の實力に入りたる時に成立すと爲さざるべからず、例へば竊盜の目的物たる鳥が被害者の籠を離れて、犯人の籠に入りたるを以て足れりとす、犯人が其籠を携へて被害者の邸内を出づることとを必用とせず、殊に被害者の追呼を免るるの安全なる場所に置きたることは必要とせざるなり、然れども鳥が被害者の籠を離れたる一事を以て足れりと爲すが如きは、奪取を解して他人の保有を離すを意味するものと爲すに基く誤解にして、自己の保有に移すの觀念を忘却したるものなりとす、

尙ほ一言すべきは明治二十三年法律第九十九號の屋外竊盜律は、舊刑法第三百六十六條を適用するに當り最も注意せざるべからざる特別法に屬せり、從て竊盜行爲が屋内に於て行はれたるや屋外に於て行はれたるやに關し毎に議論の岐るところなりしも、新法の爲め、是等の法律は廢止せられ如上の議論を爲すの餘地は毫も之なきに至らん乎、從來^ス拘摸の如きは屋外竊盜として其刑罰非常に輕かりしも新法は本

條の適用により犯情の如何により十年以下の刑罰に處すべきこととせり、

第二百三十六條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト爲シ五年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

本條は強盜罪を規定せるものなり本罪も盜罪の一種なるが故に、前述の説明を参照せば意義自明瞭なる可し、其特種なるは唯盜の手段が暴行又は脅迫を以て行はれたることを必要とするのみ、暴行脅迫の何たるやは既に説明せるところなるを以て之を省畧するも、其暴行脅迫を手段とせりと謂ひ得るには、財物を奪はんとするに當り之を妨害し抵抗する者に暴行脅迫を加ふるか、然らざれば奪財を容易ならしむるが爲め人に暴行脅迫を加へたることを必要とするものなり、家人を縛りて抵抗ならしめ、或は抵抗せんとする家人を負傷せしむるが如き其一例なり、

第二項は暴行又は脅迫を以て財産上不法の利益を得、又は他人をして財産上不法の利益を得せしめたる者は、強盜罪として同一の處分に付せらる可き旨を規定す、本

條は彼の飲食店に忍び入り家人に暴行脅迫を加へて暴飲暴食を逞し、又は他人をして暴飲暴食せしむるが如き、或は債務者が債權者に暴行脅迫を加へ債務の免除を爲さしむるが如き其適例なり、

第二百三十七條 強盜ノ目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

本條は強盜の豫備行爲を罰したるものなり、抑も強盜の行爲たるや其害惡頗る危険なるが故に之を未發に防止するの必要あればなり、

第二百三十八條 竊盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒キ又ハ逮捕ヲ免レ若クハ罪跡ヲ湮滅スル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ強盜ヲ以テ論ス

本條は竊盜が既に目的物の保有を得たる後、其取戻を拒む爲め又は逮捕を免れ若くは罪跡を湮滅するが爲めに、臨時暴行又は脅迫を加へたる場合にして、之亦強盜罪として論ず可き旨を規定す、學者の所謂準強盜罪之なり、例へば竊盜犯人が家人に捕縛せられんとするを免れん爲め、或は自己が何誰なることの發覺を妨げん爲め家人に不法の腕力を加ふるが如し、蓋竊盜を爲したる者が財物を取還さるるを拒き、逮捕を免れんが爲め若くは罪跡を湮滅するが爲に、暴行脅迫を爲すが如き事實尠か

らざるがため、之に對して重刑を科せんと趣旨に由り本條を設けたるのみならず、斯る場合に於ける暴行脅迫と暴行脅迫を加へて財物を強取するとは、罪惡の情に於て何等軒輊する所なきを以てなり

第二百三十九條 人ヲ昏醉セシメテ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論ス

本條亦準強盜の規定にして舊刑法第三百八十三條に「藥酒等ヲ用ヒ人ヲ醉迷セシメ云々」とありしは、適用の範圍狭きに失すとして之を修正せるなり、昏醉とは麻醉劑を用ひ或は多量の酒を飲ましめ或は催眠術を施す等の方法に依り、身體及び精神の自由を喪失せしむることを意味す、蓋暴行脅迫を手段とし人の身體若くは精神を強制して其財物を掠むると其情に於て殆ど擇ぶところなければなり、

第二百四十條 強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

本條は強盜が人を死傷せしめたる場合の處分規定なり、強盜人を死傷に致すとは強盜を犯すに際し人を死傷に致したる場合を包含するに非ず、強盜犯人が奪財の手段として暴行を加へたる結果人を死傷に致したる場合、及び初より殺傷を以て奪財の

手段とせる場合のみを謂ふ、例へば汝金錢の所在を告ぐるに非ざれば切り殺さんと迫りたるに、被害者黙して答へざるに因り之を死傷せしめたるが如き、又懷中の金時計を奪はんが爲め發砲して之を奪ひたるが如き其適例なりとす、之に反して金錢を強取せんとするに際し、平素恨ある他人が來り合せたるを認め、何等の抵抗を爲さざるに之を死傷せしめ、又は強盜を爲す際誤て嬰兒を踏み殺すが如きは毫も奪財に關係なきを以て強盜罪と殺人罪、又は過失罪との併合罪たる可し、

第二百四十一條 強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

本條は強盜婦女を強姦し、又は因て婦女を死に致したる場合を處罰するものなり、強盜の行爲と強姦の所爲とは其間に何等の關係なく全然別個のものなるが故に、強盜犯人が假令婦女を強姦することあるも、強盜罪と強姦罪との併合罪に據りて所罰す可きを當然とす、然るに強盜は多く財物を強奪したる後婦女を強姦するの猥惡なる習慣を有するが故に之に重刑を科せんが爲め、二所爲を合して一罪と爲し本條を以て處罰す可きものとす、本條後段は強姦の結果婦女を死に致したる場合の規定な

第二百四十二條 自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ屬シ又ハ公務所ノ命ニ因リ他人ノ看守シタルモノナルトキハ本章ノ罪ニ付テハ他人ノ財物ト看做ス

本條は例令自己の財物と雖も或場合には之を他人の財物と看做して處罰するの規定なり、其或場合とは、

- (一) 自己の財物が他人の占有に屬したる時、「他人ノ占有ニ屬スルトキ」とは、質權、抵當權、又は貸借等により他人が其物を占有せる場合を云ふ、
 - (二) 公務所の命に因リ他人の看守したるものなるとき、とは例へば自己の財物が裁判所の命に由りて差押へられ現に執達吏の保管中にあるが如し、
- 以上二個の場合に於ては之を他人の財物と看做さるるが故に、之を奪取したる時は竊盜罪を、暴行脅迫を用ひて奪取したる時は強盜罪を構成し得べきものす、

第二百四十三條 第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス、

本條は第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一條の未

遂罪を所罰す可き旨を規定したるなり、

第二百四十四條 直系血族配偶者及ヒ同居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於テ第二百三十五條ノ罪及ヒ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其他ノ親族又ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

本條は親族間に於て竊盜罪又は其未遂罪を犯したるときは、親等の如何により其刑を免除するか又は申告罪なることを規定せり、法律は親族の親等種類を左の如く區別せり、抑も本條を設けたるは親族間の平和を維持するの目的に出づるものなれば、親等の遠近を參酌して彼此其待遇を異にするは決して謂れなきにあらざるなり、

- (一) 直系血族 とは曾祖父母、祖父母、父母、子孫と云ふが如く、同一の始祖より一直線に連絡して降下する親族を云ふ、
- (一) 配偶者 とは夫婦の一方を意味し、妻より見れば夫、夫より見れば妻を云ふ、
- (一) 同居ノ親族 とは直系血族以外に於て事實上又は法律上同一の家に起臥する親族を云ふ、兄弟姉妹の如き配偶者の一方と他の一方の血族、例へば自己と妻の父

母との如きは其適例なり、

(一) 同居ノ家族 とは家を同ふし同一戸主の権利に服従する者を總稱す、即戸主の親族及び其配偶者にして戸主の家籍内に在る者を云ふ、

以上の親族關係を有する者が相盜すと雖も其刑罰を免除せらるるものとす、其他の親族又は家族例へば家を同くせざる親族、家族が相盜したるときは、刑を免除せられざるも被害者の告訴を待て其罪を論ず可きものとす、

第二項は舊刑法の所謂「他人共ニ犯シ云々」と同趣旨にして、例へば親の財産を盜まんとする子と共に犯したる他人に付きては、前項の免刑、申告の例を用ひざるが故に、普通の場合と同一に處罰せらるるものとす、

第二百四十五條 本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ之ヲ財物ト看做ス、

本條は第二百四十二條と同趣旨の規定なりとす、從來電氣は「物」と云ひ得るや否や從て、盜罪の目的物となり得るや否やに付き議論ありしを以て、本條は電氣を財物と看做し本章の罪の目的物となることを規定し依て其疑義を避けたるなり、故に竊に電線を接続して自己の家に電燈を點火するが如きは電氣竊盜として處罰せらるるものとす、

第二十七章 詐僞及び恐喝の罪

民法上に於ては詐僞強迫に基く行爲を無効となし、依て以て詐僞せられたる者、強迫を受けたる者を保護すと唯も、未だ充分ならざるのみならず故意に人を詐僞し恐喝して其財物を騙り取るが如き、啻に被害者の權利を侵害するに止まらず社會の秩序を破壊すること大なるを以て、刑法上之を處罰す可きものなりとして本章の規定を設けたるなり、舊刑法には「人ヲ欺罔シ又ハ恐喝シテ財物證書類ヲ騙取シタル者云々」と同一條文に規定せしは頗る穩當を缺くの嫌ありしが故に、本章は之を區別して別箇の條文に規定せるのみならず、廣く財物と爲し又新に財産上の利益に關する規定を設け、以て從來の疑を解決せり、

第二百四十六條 人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

本條第一項は人を欺罔して財物を騙取したる者を處罰し、第二項は人を欺罔して財

産上不法の利益を得又は他人をして之を得せしめたる場合にして、所謂詐偽取財の罪を規定せるものなり、本罪の成立するが爲めには、

(一) 人を欺罔したること 欺罔とは新に眞實に反する觀念を起さしむると、其既に眞實に反する觀念を有せるを利用するとを問はざるなり、例へば債權者にあらざる者が債權者なりと偽りて債務者より金錢を奪取するが如きは前者に屬し、五圓札の兩替を依頼し先方より十圓札を交付せんとする場合に五圓の兩替を依頼したることを故意に告げずして十圓を受取るが如き、又は身に美服を纏ひ乍ら囊中無一物たることを告げずして飲食するが如き後者に屬す、

(二) 財物を騙取したること 財物とは他人の所有に屬する有躰動産のみを指すに非ず、汎く有躰の動産不動産を總稱するものとす、他人の所有に屬することを要するが故に、自己が所有する物に付ては本罪を構成せざるなり、然れども假令自己の財物と雖も他人の占有に屬し又は公務所の命に依り他人の看守に係るときは本罪を構成す、電氣も亦此財物中に包含せらるるは勿論なり、茲に騙取とは「カタリ取ル」の意にして、欺罔に因り被害者が任意に差出したるものを受取るを云ふ、從て強盜の

場合に於ける被害者より強奪するとは全く趣を異にするものなり、

(三) 欺罔は財物騙取の手段たることを要す、財物を騙り取るの手段として欺罔したること、換言すれば欺罔と騙取とが相關聯することを必要とす、苟も此關係の存する以上は欺罔せられたる者と財物を騙取せられたる者と相異なることあるも、完然に本罪を構成するものとす、

第二項の所謂「財産上不法ノ利益」とは例へば人を欺きて自己を債權者なりと稱し債務者に對して金錢返還の請求權を得るが如き、自己が債務者なるに債權者を欺きて其權利を免除せしむるが如きを謂ふ、
以上述べたる財産上不法なる利益は、自己が之を得るも或は他人をして之を得せしむるも等しく詐偽取財として處罰せらる、

第二百四十七條 他人ノ爲メ其事務ヲ處理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は他人の爲めに事務を處理する者が、其權限を濫用して本人に財産上の損害を

加へたる場合を處罰する規定にして、其損害を與ふる爲には自己若くは第三者の利益を圖るにあるか、又は本人に損害を加ふる目的を以て其任務に背きたる行爲を爲すにあり、其「事務ヲ處理スル者」とは本人より事務の處理を委任せられたると、又は委任を受けずして事務の管理をなすを問はざるなり、又「第三者ノ利益ヲ圖リ」とは事務を處理する者と處理せらるる者以外の者の利益の爲にすることを云ふ、例へば原告人が辯護士に訴訟事件を一任したるに辯護士は自己の爲め又は被告人の爲め殊更に敗訴したる場合の如し、

假令自己又は第三者の利益を圖ると雖も、本人の財産上に損害を與へざるときは本罪を成立せざるなり、「其任務ニ背キタル行爲」とは自己が事務を處理するに當り可成本人の利益を慮る義務を有するものなるに、其義務に背きて本人の爲め却て不利益なる行爲を爲すことを意味し、且此不利益なる行爲を爲し因て本人に財産上の損害を與ふることを必要とす、財産上の損害とは本人の財産を減少せしむるか然らざれば本人が得べき利益を喪失せしむるを云ふ、彼の仲買人等が他人より或物を買ふべく委託せられたるに自ら利益を得んが爲め不徳義の行爲を行ふが如き、其他辯

護士が訴訟依頼人の相手方より金錢を受け、依頼人に損害を與ふる行爲を爲すが如き其一例とす、

第二百四十八條 未成年者ノ智慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘シテ其財物ヲ交付セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

本條前段は未成年者の智慮淺薄又は人の心神耗弱なるに乗じて其財物を交付せしめたる場合の規定なり、未成年者とは二十歳未満の者を云ふ、二十歳未満の者より財物を得たる場合は、悉く本條に據て處罰せらるるものなりやと云ふに、法文に「未成年者ノ智慮淺薄ニ乘シ」とあるが故に假令未成年者と雖も普通の智能を具へたる者に在ては本罪を構成せざるなり、乃未成年者にして且智識の幼稚なる者たることを必要とす、心神耗弱とは發狂者の如く精神喪失の程度に至らざる智能の幼稚なる者を意味し、充分に利害得失を考ふる力を有せざる者を云ふ、例へば其智能生れながらにして普通人と甚しく懸隔せる者又は疾病若くは老衰のため智能の減少せる者等の如し、此等の者より財物を交付せしむるとは、之を譬ふるに其所持せる純金の

指輪と犯人の有する鍍金の指輪とを交換せしむるが如し、蓋智慮淺薄なる幼者又は心神耗弱者の如きは敢て之に欺罔を施さざるも單純なる虚偽を以て充分之を欺き得るのみならず、此等の者をして財物を交付せしむるは其加害及び敗徳の程度に於て、第二百四十六條の犯罪に優るとも決して劣ることなければなり、

第二項は財産上不法の利益を得若くは他人をして之を得せしめたる場合の規定なり、第二百四十六條第二項の説明を参照す可し、

第二百四十九條 人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ
本條は所謂恐喝取財の罪を規定せるものにして、恐喝とは人の身上に無形の危害を及ぼす可きことを通知し、因て以て其人に畏怖心を抱かしむることを意味し、無形の危害は其人爲に因ると天災に因るとを問はざるなり、例へば汝が某婦と私通したる醜聞を新聞紙上に掲載せんと云ふが如き、又は汝某の家に放火せりと聞く余に百圓の金錢を與ふるに非ずんば其を告發せんと云ふが如き、或は汝の家に神の祟りあり予に若干の金を與へなば其災厄を除く祈禱を爲すべしと云ふが如き其適例なり、

以上述べたるが如く人爲の危害又は天災を受くべきことを以て畏怖せしむるも、被畏怖者が財物を交付せざる時は本罪の未遂罪成立するは格別本罪を構成せざるなり、交付せしむるとは危害の材料を示せる爲め被害者畏怖心を起し其結果、財物を引渡すことを意味し犯人が敢て奪ふことを要せざるなり、

第二項は第二百四十六條第二項と全く同趣旨なるが故同條を参照すべし、

第二百五十條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本章の未遂罪も亦處罰すべき事を規定せるなり、

第二百五十一條 本章ノ罪ニハ第二百四十二條第二百四十四條及ヒ第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス

本條は詐僞取財及び恐喝取財の罪に付き第二百四十二條、第二百四十四條及び第二百四十五條の規定を準用せらるる結果として、假令自己の財物に對しても他人の占有に係る時、又は公務所の命に因り他人の看守したるものなる時は本章の犯罪成立し得べく、親族間に於て本章の罪を犯したるときは或種類の親族に限り刑を免除せられ、其餘の者に付ては申告罪たる可く、人を欺罔し恐喝して電氣を騙取し又は交

付せしめたる者は等しく本章の罪として處罰せらるるものとす。

第二十八章 横領の罪

本章は舊刑法の「受寄財物ニ關スル罪」、一名委託物費消費罪に關する規定を修正したるものにして、舊刑法に金額物件とありしを自己の占有する他人の物と訂正し且つ受寄物を費消するか又は騙取拐帶等の行爲あるに非ざれば罪とならざるが故、單に受寄物を自己の物と爲したる場合は毫も處罰せられざるの不都合ありしを以て新法特に「横領ノ行爲」と改めたるのみならず、尙受寄財物に關し業務上他人の爲めにする場合と、否らざる場合とを區別し以て交通取引の便宜を計り、社會の信用を維持することに努めたり、殊に舊法は遺失物、漂流物、埋藏物に付き節を分ちて規定せるも、畢竟他人の物を横領する點に於て受寄財物の場合と異らざるが故、新法は盡く此を本章に包含せしめたり、蓋自己の占有する他人の物たると、他人の占有を離れたる他人の物たるとに因りて、章目を分つの必要なければなり、

第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

自己ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ、本條は自己の占有する他人の物を横領したる場合の規定にして、常に自己の占有する他人の物たることを必要とす、「他人ノ物」とは自己以外の者の所有に屬する物を云ひ、苟も自己以外の者ならば其親族たると否とを問はざるなり、物とは有體物を指し動産たると不動産たるとを區別せざるなり又他人の物たることを要すと雖も若し自己の物にして公務所より保管を命ぜられたる場合は例外として本罪を構成す、常に自己の占有する物なることを必要とす、占有とは自己の爲にする意思を以て物の上に實力を行ふことを意味し、實力を行ふが爲めには必ずしも現在其物を握持するを要せず、實力を行ふことを得べき地位に在るを以て足れりとす、例へば倉庫内に保管せる米穀に付ては一々其上に實力を行ふことを要せず、其倉庫の鍵を保管せる場合と雖も尙其米穀を占有するものなり、其他他人より借用したる物品の如き又は仕拂を依頼せられたる金錢の如き、何れも自己の占有する物と云はざる可からず、横領とは權利なくして自己の物とすることを意味す、故に權利ありて自己の物とするが如きは素より横領に非ざるなり、例へば日限の既に経過せるにも拘らず

質置主が金銭を返還せざるが爲め質取主が之を自己の物とするが如し、要するに權利なくしてとは不法の意なるが故に苟も自己の占有する他人の所有物に對し、不法に之を自己の物とする行爲あれば、本罪成立す其「自己ノ物トスル行爲」とは例へば代金支拂の爲め金銭を委託せられたるに、其支拂を爲さざるが如き此一例なりとす、

以上述べたるが如く横領罪の成立に付ては原則として他人の物たることを必要とす、然るに本條第二項は假令自己の所有に屬する物と雖も公務所より保管を命ぜられたる場合には、例外として横領罪の成立すべきことを規定せり、保管を命ぜられたる場合は財産の差押を受け官署より其保管を命ぜられたる場合の如き其一例なり、

第二百五十三條 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

本條は業務上他人の物を占有する場合に於ける横領罪を規定せるものにして、其前條第一項と異るところは業務に基きて占有するや否やに在り、蓋業務に基きて保管

する者は自保管の責任あるのみならず、一方には取引の安全を保護し社會の信用を維持する必要上本條を設けて特に刑罰を重からしめたるなり、茲に業務上とあるは營業の爲なると職務の爲なるとを問はざるが故に、質取主が質物を横領すると運送營業者が運送品を横領したると、鐵道官吏が自己の占有する他人の物を横領したるとを問はざるなり、蓋此等の營業を爲し又は職務に在ものが敢て此の如き行爲を犯さんか、當に一個人の權利を害するのみならず延きて一般人民に對する取引を妨げ、社會の信用は終に地を拂ふに至るや必然なればなり、茲に注意す可きは、法文「業務上自己ノ占有スル云々」とあるが故其自己の占有は業務上に基づけるを必要とすること之なり、從て業務と占有とが相關聯せざるときは第二百五十二條に據りて處罰せらるるは格別、決して本罪を成立せざるなり、彼の運送業者が他人より委託せられたる金銭を費消するが如き其適例なり、

第二百五十四條 遺失物漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

本條は遺失物、漂流物其他人の占有を離れたる他人の物を横領する罪を規定するも

のにして、「遺失物」とは権利を放棄する意思なくして所有者の所持を離れ而して発見者が其所持者を知ること能はざる物を云ふ、例へば煙草入を落したる場合に於ては、所持者は其を棄つるの意思なきも不注意に因り之が所持を失せるものにして、其拾得者は煙草入の持主の何人なるやを知り得ざるが如し、但所持主を知り得ざるに過ぎずして必ず何人かの所有に屬することを必要とす、故に彼の何人の所有にも屬せざる河海の魚鱗、山林の禽獸等は遺失物にあらず、此等は本來無主物なるが故に先づ占有したる者が此等を取得するものとす、次に権利を放棄するの意思なきことを必要とす、若し権利を放棄したるときは遺失物に非ずして遺棄物なり、「漂流物」とは水中に於ける遺失物の一種にして河海に漂ふ物を總稱す、例へば河海に漂流せる櫓櫂或は帆布の如し、「其他占有ヲ離レタル物」とは遺失物、漂流物以外に於ける本人の占有を離れし一切の物を總稱す、例へば地中に埋藏せられたる古金銀、壁間に塗込められたる寶石の如き之なり、

第二百五十五條 本章ノ罪ニハ第二百四十四條ノ規定ヲ準用ス

本章の横領罪に付ても第二百四十四條の規定を準用する結果として、若し同條記載

の親族間に於て本章の罪を犯せば或は刑罰を免除せられ、或は申告罪として處罰せらるるものとす、

第二十九章 贓物に關する罪

凡そ犯罪人は犯罪に依て得たる財物を他人に販賣するか、然らざれば之を讓渡して利益を企圖するを常とす、然るに此等の販賣讓渡を爲さんには忽ち犯罪發覺の恐れあるを以て、假令竊盜を爲し詐僞取財を爲すも因て得たる財物を奈何にせば可ならんと苦慮焦心するは自然の勢なり、今若し其財物に關し犯罪發覺の懼れなき様恰も犯人に安全なる狀況を與ふる嫌ひあらんか、獨り犯罪者に便益を與へ益々犯罪を獎勵するのみならず、他方に於ては被害者をして被害物件の返還請求を困難ならしむるに至るや明なり、故に贓物に關しては可成或行爲を爲さざらしめんが爲め本章の規定を設けたるものなり、

第二百五十六條 贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

贓物ノ運搬寄藏故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役及ヒ千圓以下ノ罰金ニ處

「贓物」とは犯罪に因て直接に得たる物件を意味す、故に犯罪に非ざる行為に由りて得たる物件は素より贓物に非ざるなり、犯罪は其性質種類の何たるを問はず苟も之に因りて得たる物件は悉く之を贓物と云ひ得るや、舊刑法に所謂「財産ヲ侵害スル罪ニ因リテ得タル物件ニ限ル」と云はざる可からず、故に窃盜、強盜、詐偽等に因て得たる物件の如きを云ひ、公務員の收賄したる物件の如き賭博に於ける賭錢の如きは贓物に非ざるなり、犯罪に因て直接に得たる物件なるが故に窃盜したる金銭は勿論贓物なれども、其金銭を以て購ひ得たる物品は贓物に非ず、強盜に因りて得たる衣服は贓物なれども其を質入し得たる金銭も亦贓物にあらざるなり、「收受」とは犯罪に因て得たる物件なることを知りて自其保有を獲得するを云ふ、例へば強盜に因りて他人より奪ひたる金時計なることを知りつゝ、自己の銀時計と交換するが如き或は其を質草に取るが如し、

第二項の「運搬」とは贓物を運びて其場所を移轉せしむることを意味す、例へば他人より盜み來れる物品たることを知りつゝ、車に載せて他所へ運ぶが如し、「寄藏」と

は贓物の所在を不明にして其發見を困難ならしむる所爲なり、例へば自己の押入又は天井に隠し置くが如し、「故買」とは收受の一種にして俗に所謂「ケイズ」を指す、道具屋が盜品たることを知りて廉値に買ふの類之なり、「牙保」とは盜品たることを知らざる者に賣買の媒介を爲し又は質入の周旋を爲すの類を謂ふ、

第二百五十七條 直系血族配偶者同居ノ親族又ハ家族及ヒ此等ノ者ノ配偶者ノ間ニ於テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除ス

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

本條は第二百四十四條に付て説明せるところと趣旨に於て異なるなし、唯其異なるは第二百四十四條後段の「其他ノ親族家族」にして本條「此等ノ者ノ配偶者」中に包含する者と否らざる者とあるが故に若し配偶者中に包含せざる者あときは、其刑を免除せらるるの限りにあらざる點之なり、例へば戸主の家に在る親族と、夫婦の關係なくして他家にある戸主の親族の如きを豫想せるなり、要するに本條は親子、兄弟夫婦の如き血縁上深き關係を有する者の間に於ては、犯人に便益を與へ贓物の發見を困難にし以て犯罪の發覺を妨ぐるは人情の常なるが故に、本條は此等の者に對し

ては刑罰を科せざるなり。

第二項は親族又は家族に非ざる他人が親族の者と共に犯したる場合の規定にして、例へば親が衣服を盗み來れる場合に其子と否らざる他人とが、其衣服を質入せりとせば其子は所罰せられざるも共に犯したる他人は、第二百五十六條に據りて處罰せらるるが如き其一例なり、

第四十章 毀棄及ひ隱匿の罪

舊刑法は「家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ動植物ヲ害スル罪」の下に本章毀棄に關する罪を規定せしも、汎く一切の物を毀棄せる場合を網羅し得ざる缺點あり、殊に彼の官文書毀棄を官文書偽造罪中に規定し、私文書毀棄を物品毀棄罪中に規定せるが如き、法典の軀裁上最も穩當を缺けるものと云はざる可からず、且自己の物に對する毀棄は如何なる場合に於ても犯罪を構成せざるものとなせるが如き、又信書の隱匿に關しては何等規定の見る可きものなかりしが如き不備の點尠からざりしを以て、新法は其缺點を補ふと同時に此等一切の犯罪は本來性質上異なる處なきが故に盡く之を

本章に一括して規定するに至る、

第二百五十八條 公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

公務所とは公務員の職務を行ふ所を謂ひ、公務員とは官吏、公吏、法令に據り公務に従事する議員、委員其他の職員を指すものなることは既に第七條第二項の説明するところなり、文書とは第十七章に於て説述したるが如く文字を以て記載したる諸般の記録にして或る事實又は思想を表するものを意味し、毀棄とは既に成立せる公務所の用に供する文書の證據力を失はしむるの謂にして之を燒毀するも之を破損するも塗抹するも其手段の如何は敢て問ふ處にあらざるなり、例へば貯金管理所の貯金臺帳を破るが如き、裁判所の判決原本を燒くが如し、されど文書の幾分を破損するも其證明の事項に關せざるときは證據力を失はしめたりと云ふを得ず又誤て火中に投じたるが如きは素より燒棄する意思なきものとして共に本罪を成立せず、

第二百五十九條 權利義務ニ關スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

「権利義務ニ關スル文書」とは賣買又は貸借に關する證書等の如く法律上一定の権利義務を證明するの用に供する文書を總稱す、法文「他人ノ」とあるが故に自己の文書を毀棄するも素より罪とならず、單に他人とあるが故に他人間に於ける権利義務に關する證書たると、自己と他人との間に於ける権利義務に關し而も他人の所有に屬する證書たるとを問はざるなり、例へば甲乙間に於ける賣買契約證書を第三者たる自己が毀棄する場合、自己が債務者にして他人が債權者として有する證書を毀棄する場合等何れも本條に包含せらるゝが如し、

第二百六十條 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

「他人ノ建造物」とは自己以外の者の建造物を云ひ、「建造物」とは雨露を凌ぐに足る設備を有し地上に固着せる工作物を意味す、家屋學校病院圖書館停車場の如き悉く之を包含す、「艦船」とは軍艦船舶を謂ひ其形狀大小の如何を問はず又洋船たると和船たるとを區別せざるなり、

「損壞」とは腕力的手段を以て建造物、艦船の實體を破壊し若くは其形狀を毀損する

を云ふ、例へば建造物の家根又は牆壁等を壞すが如き其一例にして、壁に樂書を爲し戸板に泥を塗るが如きは本條の罪に非ず、火力、水力を以て建造物、艦船を毀損する場合は別に第九章の規定あるを以て本條の關する所に非ざるなり、

本條後段は建造物又は艦船を損壞し因て死傷に致したる者、例へば演劇場を打壞して見物人を傷け、又は死に致したる場合の如き其一例にして傷害罪と比較し重きに從て處斷せらるゝものとす、

第二百六十一條 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

「前三條ニ記載シタル以外ノ物」とは、公務所の用に供する文書、権利義務に關する一個人の文書、他人の建造物、艦船以外の物を總稱す、器具機械に付ては建造物、艦船の一部を成すや否やに因て前條の犯罪成立するか將又本條の犯罪を構成するか適用の分るゝ所なり、例へば家屋、其他の建造物に附着して之と同一躰を成せる雜作は固より家屋建造物の一部たる可しと雖も、家屋に屬する牆壁、園圍の裝飾等は家屋の一部に非ず從て之を損壞せば本罪を成立するものとす、「傷害」とは人類以外の

動物例へば牛馬豕犬猫鶏等の如く、人に頼るに非ざれば到底生活し得ざる動物を傷害することを意味す。

第二百六十二條 自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シタルモノヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前三條ノ例ニ依ル

前三條の規定を見るに毀棄罪の成立には常に他人の物に對することを必要とし、自己の物に付きては假令之を毀棄するも本章の犯罪を構成せざるなり、然れども差押を受けたる時、例へば債務の履行をなさざるが爲執達吏が債務者の財産を差押へたる場合、「物權の負擔」、例へば自己の地所家屋を抵當に供したるが如き場合、「賃貸」例へば自己所有の家屋を他人に賃貸したる場合の如きは假令元來自己所有の物なりと雖も之を損壞せば前三條の例に依りて處斷せらるるものとす、

第二百六十三條 他人ノ信書ヲ隱匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

「信書」の何たるやは第三百三十三條に於て説明したるが故に爰に省略す、「隱匿」とは所在を不明ならしむるの意にして、信書を他の場所に運びて其發見を困難ならし

むると、其所在を轉ぜしめずして他物を以て蔽ひ隠すとを問はざるなり、例へば天井の上疊の下に隠すが如き場合は勿論、推積せる書籍の上に存する信書を書籍の下に置くが如き場合をも包含するものとす、唯茲に注意す可きは本條は隱匿の所爲を處罰するものなるが故に例へば封書を開破したる後、其内容が自己の利害に關係するが爲之を隱匿したるが如き場合は、第三百三十三條と本罪との併合罪なることなり、

第二百六十四條 第二百五十九條 第二百六十一條及ヒ前條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

本條は第二百五十九條、第二百六十一條及び第二百六十三條の罪も亦申告罪の一たる可きを規定せるのみ、申告罪の何たるやは既に説明せる處を參照せば明ならん、

明治四十年五月八日印刷
明治四十年五月十一日發行

附註新刑法

定價金四十錢

著者 池田邦助

東京市京橋區出雲町一番地

發行者 野村鈴助

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷者 太田音次郎

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷所 株式會社 秀英舍



發行所

東京銀座通新橋際

新橋堂書店

(電話新橋三六七番)
(振替貯金口座二〇〇番)

252
876

新橋堂編輯部編纂

日露陸海軍公報集

(彼我ノ戰報公文書其他本戰役ニ關スル一切ノ材料ヲ蒐輯シタルモノ)

第一卷 自明治卅七年二月八日 至同 年七月六日
 第二卷 自明治卅七年六月七日 至同 年十一月三日
 第三卷 自明治卅七年五月廿六日 至同 卅八年一月十二日 (順旅)

第四卷 自明治卅八年一月初旬 至同 年五月初旬
 第五卷 自明治卅八年六月初旬 至同 年十月平和克復

全五册 定價各册 金參拾錢
 郵稅各册 金六錢

新橋堂編輯部編纂

開戰日露交涉顛末

(外旅省公示)

喜内芳樹編纂

全一册 定價金四十錢
 郵稅金六錢

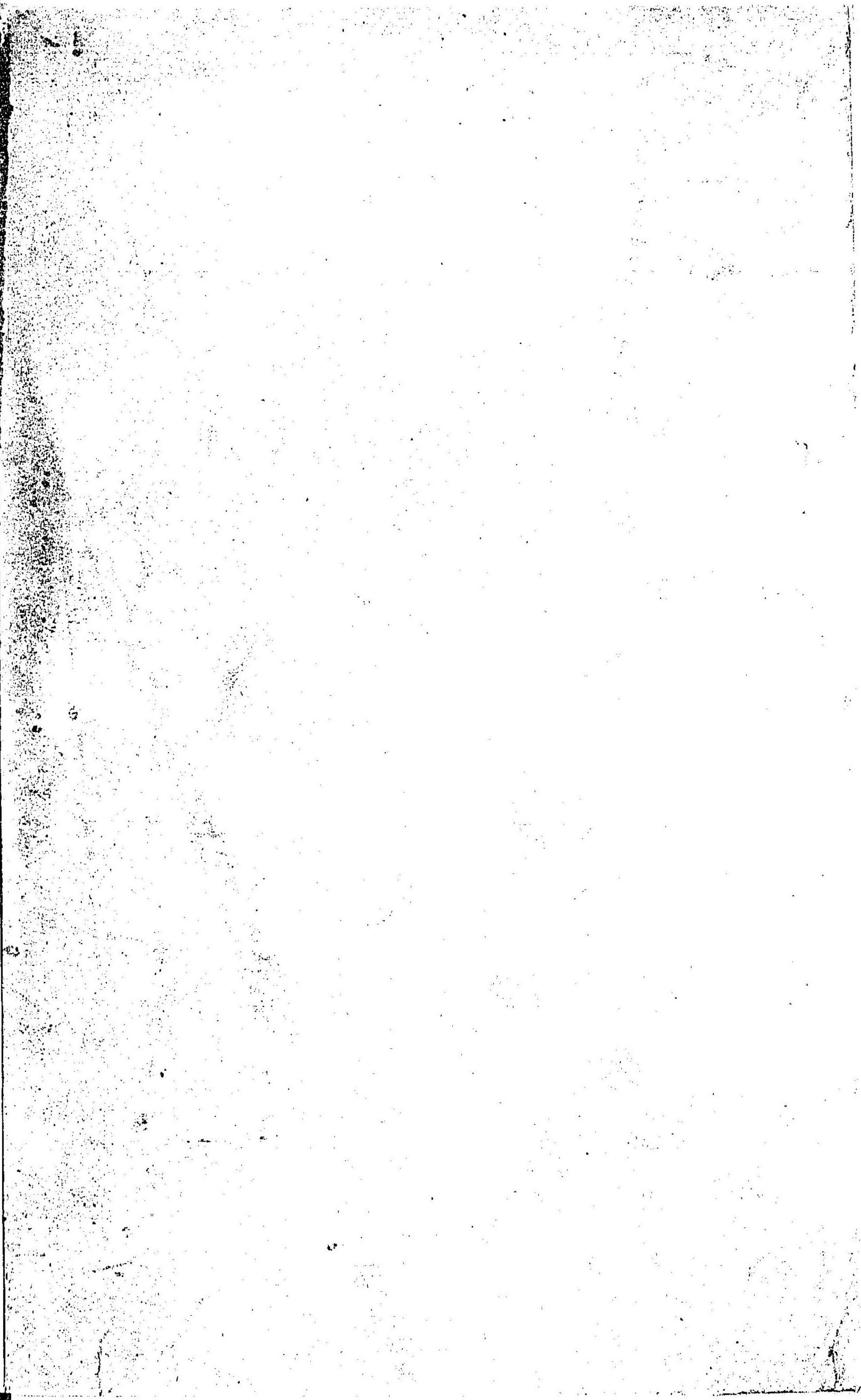
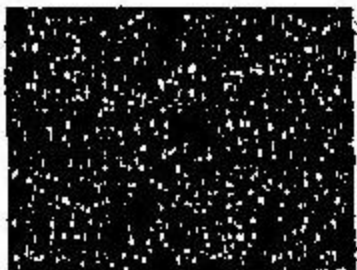
英日露戰爭公報集

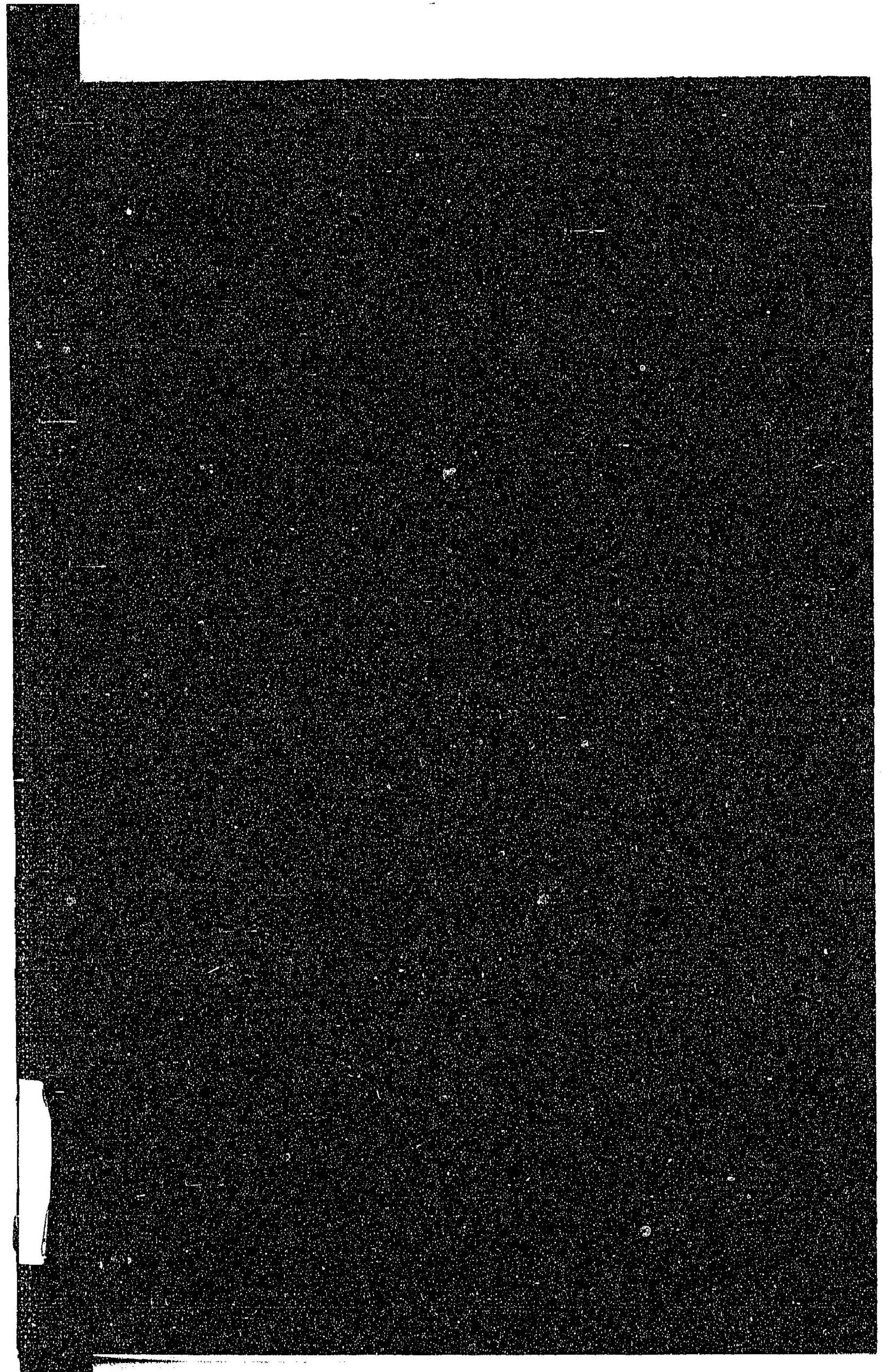
發行所

電話新橋三六七七番
 振替貯金口座二〇〇番

全二册 上製 定價上下卷各册 金一圓五十錢
 並製 郵稅金八錢
 郵稅上下卷各册金七十錢
 郵稅金六錢

新橋堂書店
 東京市銀座大通新橋際





特15

663

新刑法註釈

国立国会図書館

036101-000-2

特15-663

通俗新刑法註釈

池田 邦助/著

M40

BBP-0756



